

## 令和6年度熊毛地域人財確保・育成事業（PR動画制作）業務委託仕様書

### 1 業務の目的

熊毛地域の出身者やIターンを検討中の島外在住者等に対し、熊毛地域で働くことの魅力を発信することで、熊毛地域へのU・Iターンを促進し、熊毛地域の人材確保につなげる。

### 2 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

### 3 業務の内容

熊毛地域の出身者やIターンを検討中の島外在住者等を対象とした熊毛地域で働くことの魅力を伝えるPR動画の制作を行うものとする。

#### (1) 企画コンセプト

都市圏在住の熊毛地域の出身者やIターンを検討中の方をメインターゲットとし、熊毛地域の自然や産業、文化等の魅力も織り交ぜながら、実際に住んでいる方々の暮らしぶりや働いている様子を魅力的に伝え、動画を見た視聴者が実際に「熊毛地域に住んでみたい」、「熊毛地域で働いてみたい」と思えるような訴求力のある動画とすること。

#### (2) 種類・規格等

##### ア 種類

企画コンセプトに基づき、2～3分程度の本編動画を作成するとともに、YouTube 広告やデジタルサイネージ広告等への掲載を目的とした、短時間で視聴者の心を惹き付けられるようなインパクトのあるスポット動画を作成するものとする。

(ア) 本編動画（2～3分程度） 1本

(イ) スポット動画（30秒 ver） 1本

(ウ) スポット動画（15秒 ver） 1本

##### イ 規格

(ア) 画面構成比 16：9

(イ) 映像解像度 フルハイビジョン以上

#### (3) 制作

企画コンセプトに基づき、企画、撮影、編集までの一連の業務を行うものとする。

ア 制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請等の各種手続きは受託者において行うこと。

- イ 撮影内容は、事前に県と受託者の協議の上、決定するものとする。
  - ウ 受託者が保有する既存の映像素材の利用は可とする。
  - エ 必要に応じてBGMやテロップ等を効果的に入れること。
  - オ 制作する動画は、複数年（3～5年程度）使用可能な内容とすること。
  - カ 他の機関等が制作した既存の熊毛地域の移住・定住促進動画や観光PR動画等との差別化を図ること。
  - キ 完成までに県による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。
- (4) その他付帯提案に係る業務
- 具体的な実施内容、実施方法等については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。

#### 4 成果品の納品

(1) 成果品

ア 動画等

- (ア) 動画を収録したブルーレイディスク 2枚
- (イ) 動画を収録したDVDディスク 2枚
- (ウ) YouTube等掲載用動画データ 一式
- (エ) YouTube掲載用サムネイル画像 一式

イ その他付帯提案に係る業務の成果品 一式

ウ 実績報告書（委託事業で実施した内容をまとめた報告書）

- (ア) 紙媒体（A4判・カラー） 3部
- (イ) 電子データ（PDF形式） 一式

(2) 納品

ア 納品場所：熊毛支庁総務企画課総務労政係

イ 納品期限（予定）

- (ア) 動画等：令和6年9月30日（月）
- (イ) その他付帯提案に係る業務の成果品及び実績報告書：令和6年12月27日（金）

#### 5 その他

- (1) 受託者は、県と密に連携を図りながら事業実施に取り組むこと。
- (2) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定する。

- (3) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に県へ無償で譲渡すること。
- (4) 県は、成果物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- (5) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (6) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (7) 本業務で取得した写真、映像データについての著作権は県に帰属し、そのデータ等は、CD-R 等で県に提出する。
- (8) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、県の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。